

平成23年東北地方太平洋沖地震 ～生活衛生関係営業者、医療・福祉事業者等への対応～

今回の震災により被害を受けた生活衛生関係営業者、医療・福祉事業者等に対して、貸付利率の引き下げ等の対応を講じます。

1. 生活衛生関係営業者等の皆様へ

○ (株)日本政策金融公庫の災害融資について金利引き下げを実施しています。

※ 貸付利率の年率を災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9%を控除した率とします。

※ 貸付条件等の詳細は、日本政策金融公庫のホームページを御参照下さい。また、相談窓口の連絡先は次のとおりです。
<平日>0120-154-505 (9:00-19:00) <土日祝日>0120-220-353 (9:00-17:00)

2. 医療・福祉事業者の皆様へ

○ 被災された病院や社会福祉施設等の災害復旧を支援するため、(独)福祉医療機構による貸付について、融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ等を実施しています。

○ また、現在、(独)福祉医療機構から融資を受けている医療・福祉事業者については、当面6か月間は元利金の返済を猶予します。

※ 例えば、社会福祉法人が社会福祉施設の災害復旧に係る設置整備に必要な資金を借り入れる場合、無利子で借りることができます。(保証人ありの場合)

※ 貸付条件等の詳細は、福祉医療機構のホームページを御参照下さい。また、相談窓口の連絡先は次のとおりです。

<医療貸付> 融資相談：01 20-3438-63 返済相談：01 20-3438-64

<福祉貸付> 融資相談：01 20-3438-62 返済相談：01 20-3438-64

(注) 貸付条件の優遇措置は、いずれも3月11日から9月11日までの取扱いとなります。